

## 第4章 資料集

平成31年4月1日付けで、以下に掲載している地域がん登録に係る各要綱、要領については廃止し、全国がん登録に関する規定を含む新たな要綱、要領を制定、施行する予定である。

## 東京都地域がん登録事業実施要綱

制定 平成23年 3月 8日 22福保保健第 584号

### (目的)

**第1条** この事業は、都内におけるがん患者に係る情報を登録し、がんの罹患率及び生存率の推計等を行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん対策の評価及びその推進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

**第2条** 本事業は、医療機関及び区市町村の協力を得て、東京都（以下「都」という。）が実施する。

### (事業の実施)

**第3条** 都は、地域がん登録室（以下「登録室」という。）を設置し、次の業務を実施する。

- (1) がん対策に必要な情報の収集
- (2) 収集した情報の登録及び管理
- (3) 収集した情報の集計及び解析
- (4) その他事業の推進に必要な事項

2 登録室は、東京都立駒込病院内に設置する。

### (対象疾患)

**第4条** 登録の対象は、都の区域内に住所を有する者（以下「都民」という。）が医療機関で診断された次の疾患とする。

- (1) 上皮内がんを含む全悪性新生物
- (2) 頭蓋内の良性腫瘍

### (情報の収集)

**第5条** 登録室は、次の各号に掲げる手順により、都民であるがん患者の罹患情報、人口動態調査死亡票及びがん患者の生存情報を収集する。

- (1) がん患者罹患情報の届出

医療機関は、前条に規定する疾患を診断したときは、別に定めるところにより、悪性新生物患者届出票（以下「届出票」という。）を、登録室に届け出る。

- (2) 人口動態調査死亡票の提出

ア 特別区又は保健所政令市が設置する保健所は、別に定めるところにより、管轄区域における人口動態調査死亡票（人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）第6条に定める様式第2号をいう。）の写し（以下「死亡小票」という。）を、登録室に提出する。

イ 都保健所は、別に定めるところにより、管轄区域の市町村から提出された死亡小票を、登録室に提出する。

- (3) 遡り調査

登録室は、死亡小票により把握したがん患者であって医療機関から（1）の規定による届出が行われていない者について、死亡診断した医療機関に対し罹患情報の届出を依頼する。

#### (4) 生存確認調査

登録室は、別に定めるところにより、一定の期間が経過した時点において死亡情報を得ていないがん患者を抽出し、区市町村の協力を得て、住民票照会等により当該がん患者に係る生死の状況を確認する。

#### (情報の登録)

**第6条** 登録室は、前条の規定に基づき情報を取得したときは、内容を確認し、所要事項を登録する。

#### (集計及び解析)

**第7条** 登録室は、前条の規定に基づき登録した情報について、必要な集計、解析を行う。

#### (結果の公表)

**第8条** 都は、前条の規定に基づき集計、解析した結果を公表する。

#### (情報の提供)

**第9条** 都は、別に定める要件に該当し、特に必要と認められる場合には、本事業で得た情報を提供することができる。

2 提供方法等、その手続については、別に定める。

#### (秘密の保持)

**第10条** 本業務に従事する職員又はこれらの職にあった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (保存期間)

**第11条** 届出票等の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 届出票 5年

(2) 統計法その他関係法令等の規定により利用期間に定めのある帳票等（登録した電子媒体を含む。）

当該法令等で認められた利用期間

#### (その他)

**第12条** この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

## 東京都地域がん登録事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、東京都地域がん登録事業実施要綱（平成23年3月8日付22福保保健第584号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき本事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業は、医療機関及び区市町村の協力を得て、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課（以下「健康推進課」という。）が実施する。

### (事業の実施方法)

第3条 地域がん登録事業の実施方法は次のとおりとする。

#### (1) 医療機関からの届出

ア 医療機関からの届出は、原則として罹患年の翌年末を最終提出日とする。ただし、最終提出日前に届出ができるものについて、別に中間提出日を設ける。

イ 健康推進課は、東京都地域がん登録届出票（別記第1号様式。以下「届出票」という。）の用紙及び都が作成した料金受取人払返信用専用封筒（以下「専用封筒」という。）を各医療機関に配布する。

ウ 医療機関の医師は、次に掲げる場合には、届出票に所要事項を記載した上、専用封筒に入れ、東京都地域がん登録室（以下「登録室」という。）宛てに送付するものとする。この場合において、医師は、その責任において診療情報管理士に届出票への記載を行わせることができる。

(ア) がん（実施要綱第4条に規定する疾病をいう。以下同じ）患者（以下「がん患者」という。）が入院している場合は、次のいずれかに該当したとき。当該患者について、同一のがんに係る届出を既に行っている場合を除く。）

- ① がん患者が退院したとき
- ② 入院期間が6か月を超えたとき

(イ) がん患者が入院していない場合は、次に掲げるとき

- ① がんと確定診断し、外来手術を行うときは、当該手術を行ったとき
- ② がんと確定診断し、外来手術を行わないときは、外来手術以外の治療を開始したとき

(ウ) がんと診断し、初回治療を行った患者が、転院したとき（当該患者について届出を行っている場合を除く。）

(エ) 自院で届出を行っている場合で、次に掲げるとき

- ① 診断をがん以外の疾患へと変更したとき
- ② がんの原発部位の診断を変更したとき
- ③ 手術を行わない予定であったが手術を行ったとき

(オ) がん患者が死亡したとき（以前に自院で届出を行っている場合を除く。）

エ 院内がん登録システムを利用して地域がん登録に必要な電子データを出力し、これを東京都ファイル転送サービスで登録室へ提出する場合も可能とする。ただし、その場合もデータの確認を行う

必要があるため、印刷出力の届出票又は届出票をPDFファイルにしたものも併せて提出する。ただし、それによらない場合には、別途登録室に協議する。

(2) 医師等に対する問い合わせ

登録室は、届出票の提出のあった医療機関の医師又は診療情報管理士に対し、必要に応じ、文書又は電話により問い合わせをすることができる。

(3) 死亡小票の提出

ア 保健所は、人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）第6条に規定する人口動態調査死亡小票にマスキングを施して複写した書類（別記第2号様式。以下「死亡小票」という。）を作成し、当月分の死亡小票を翌月末日（平成24年1月から同年3月までのものについては別に定める日）までに重要文書交換便で健康推進課に提出する。

イ 上記によるほか、人口動態統計調査オンライン報告システムを利用して、健康推進課が別に指定する日までに死亡小票の電子データをファイル転送サービスで提出することもできる。ただし、それによらない場合には、別途登録室に協議する。

ウ 健康推進課は、死亡小票を保健所ごとにとりまとめ、登録室に送付する。

(4) 遡り調査

死亡小票のデータから把握したがん患者の中で、医療機関からの届出及び出張採録による情報採取による登録が行われていない者については、死亡小票のデータから把握した当該死亡者を診療した医療機関に対して、遡り調査を実施する。

(5) 生存確認調査

ア 生存確認調査は、がんと診断した年の3年後、5年後、7年後及び10年後に行うものとし、別に定める期日現在の登録患者の生死を確認する。ただし、当該期日現在において死亡年月日が明らかでない者、消息不明者等については、生存確認調査の対象外とし、その旨登録する。

イ 登録室は、生存確認調査の結果に基づき、次により処理するものとする。

(ア) 生死が判明した者については、その旨登録する。

(イ) 都内において住所を変更した者については、変更後の住所を登録し、次回の生存確認調査の対象とする。

(ウ) 都外に転出した者については、可能な範囲内において、追跡調査を行うものとする。

(エ) 調査の結果、生死及び転出が不明である者については、以後生存確認調査は行わない。

ウ 登録室職員は、区市町村、保健所及び医療機関の協力を得て生存確認調査を実施する。

(6) 登録データの作成

ア 登録室においては提出された届出票（別記第1号様式）、死亡小票（別記第2号様式）の転記等に基づき登録を行い、その資料を保管するものとする。

イ 登録室は、登録したデータを基に次に示す疫学的解析等を行う。

- (ア) 罹患率の測定
- (イ) 受療状況の把握
- (ウ) 生存率の測定
- (エ) がん予防及び医療活動の評価
- (オ) 医療機関への支援
- (カ) その他疫学等に必要なもの

(集計及び解析)

第4条 登録室は、登録したデータを基に集計及び解析を行う。

2 登録室は、集計及び解析の結果を健康推進課に報告する。

(検討及び評価)

第5条 健康推進課は、報告された集計及び解析の結果に基づき、別に設置する東京都地域がん登録事業運営委員会において、がん登録事業の実施方法の検討、精度管理及び事業評価等を行う。

(結果の公表)

第6条 健康推進課は、報告された集計及び解析の結果をまとめ、公表する。

(届出医療機関等への情報提供)

第7条 本事業で得た情報は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の趣旨に鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療行動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的に資すると認められる場合は、提供することができる。

(事業の周知)

第8条 本事業の周知については、健康推進課が関係機関の協力を得て行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 本事業に係る情報の取扱いに関する基本的事項は、別に定める。また、本事業の実施に携わる者は、この業務に関連して得た秘密は他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項等については、保健政策部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

## 東京都地域がん登録届出票 秘

東京都地域がん登録届出票 秘		事務局 使用欄		受付番号		使事 用務 欄局	
				受付年月日			
①医療機関	名称		照会先所属		届出者		
②貴院患者ID			④性別	⑤生年月日			
③姓・名 (漢字)			1 男 2 女	0 西暦 1 明治 2 大正 年 月 日 3 昭和 4 平成			
⑥診断時住所							
診断名	⑦左右 両側臓器のみ記載	1 右 2 左 9 不明 3 両側 (卵巣, 腎芽腫, 網膜芽腫) (例 胃U, 肺S2, など)		⑨病理診断名 詳細をお願いします			
	⑧部位 臓器名と詳細部位	悪性リンパ腫は「主病変の部位」を記載					
診断情報	⑩初発・ 治療開始後	1 初発 (自施設で診断かつ/もしくは初回治療) 2 治療開始後 (前医で当該腫瘍の初回治療を開始した以降) ・再発					
	⑪診断根拠 (複数回答可)	1 原発巣の組織診 2 転移巣の組織診 細胞診 4 部位特異的腫瘍マーカー (PSA, AFP, HCG, VMA, 免疫グロブリン高値) 5 臨床検査 6 臨床診断			患者の全経過を通じて、がんと診断する根拠となった検査に○(初回治療前の診断に限定しない)		
	⑫診断日	自施設 診断日	0 西暦 1 昭和 年 月 日 2 平成			・初回治療前に自施設で実施した検査のうち、診断根拠の番号の最も小さい検査の検体採取日や検査日 ・他施設診断の場合は、当該腫瘍自施設初診日	
		初回 診断日	0 西暦 1 昭和 年 月 日 2 平成			他施設診断の場合、その診断日をわかる範囲で必ず記入	
⑬発見経緯	1 がん検診 2 健診・人間ドック 3 他疾患の経過観察中 4 剖検 9 自覚症状・その他・不明						
病期 ・手術施行の場合 術後評価を優先 ・術前化学・放射 線治療後手術の 場合は治療前評価 を優先 再発では記載不要	⑭病巣の拡がり	0 上皮内 1 限局 2 所属リンパ節転移 3 隣接臓器浸潤 4 遠隔転移 9 不明			初発の場合、病巣の拡がりか UICC/TNMのどちらかは必ず記入 (地域がん登録では病巣の拡がりを集計する。病巣の拡がりに記入がなければTNM分類やその他の情報からコード化する。)		
	⑮UICC TNM*	T	N	M	ステージ		
	⑯その他	深達度、腫瘍径など病巣の拡がりの判定に役立つ情報があれば、ご記入ください。					
初回治療 貴院における初回 の一連の治療につ いてすべてご記入 ください。 再発では記載不要	⑰観血的治療	手術	1 有 2 無				
		体腔鏡的	1 有 2 無				
		内視鏡的	1 有 2 無				
		観血的治療を総合 した治療結果	原発巣切除 (1 治療切除 2 非治療切除 3 治療度不明) 4 姑息・対症療法・転移巣切除・試験開腹 9 不詳				
	⑱その他の 治療	放射線	1 有 2 無				
		化学療法	1 有 2 無				
免疫療法		1 有 2 無					
内分泌療法		1 有 2 無					
その他							
⑲死亡年月日	0 西暦 1 平成 年 月 日						
自由記載欄							

様式第2号(第6条関係)

数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死亡票 2

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく  
基幹統計調査

市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

(1) 氏名 (3) 生年月日 (4) 死亡したとき

(2) 男女別 (6) 死亡した人の住所 (5) 死亡した人の国籍

(7) 死亡した人の国籍 (8)(9) 死亡した人の夫または妻

(10) 死亡したときの世帯の主な仕事 (11) 死亡したときの職業・産業 (12)(13) 死亡したところの種類

原死因符号 外因の状況符号 発生したところ符号 傷害発生したところ符号 母側符号

(4) 死亡の原因 (ア) 直接死因 (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) 発病発症又は受傷から死亡までの期間

手術 1無 2有 部位及び主要所見 手術年月日 解 1無 2有 主要所見

(15) 死因の種類 (17) 出生時体重 単胎・多胎の別 妊娠週数

(16) 外因死の追加事項 傷害が発生したとき 傷害が発生したところ 手段及び状況

(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名 住所 丁目 番地 番号 確認 備考

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への照会を行うことがあります。

## 東京都地域がん登録事業に係る保有個人情報管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、東京都地域がん登録事業（以下「本事業という。」）における地域がん登録室（以下「登録室」という。）での情報の取扱いに関する基本事項を定めることにより、保有個人情報の適正な管理に資することを目的とする。

### (がん登録従事者)

第2条 この要領において、がん登録従事者とは、雇用形態に関わらず、登録室において、地域がん登録事業に関する情報の収集、登録、管理、集計、解析その他本事業に関する業務に従事する者をいう。

### (管理責任者)

第3条 本事業における個人情報の保護及び管理のため、登録室に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、登録室長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、がん登録における個人情報の保護及び管理対策を管理監督し、必要に応じこれを向上させるための対策を講じる責務を負う。
- 4 管理責任者は、本事業を行うに当たって、次に掲げる書類を整備するものとする。
  - (1) 登録室における職員並びに職員ごとの役割及び責任を定めた登録室職員名簿（様式1）
  - (2) 登録室における個人情報取扱台帳（様式2）
  - (3) 登録室における個人情報に係る保管及び廃棄状況を記載した一覧表（様式3）
  - (4) 登録室職員を対象とした個人情報の取扱いについて定めたマニュアル
  - (5) 登録室における個人情報に係る事故発生時等の対応手順を定めた手順書
  - (6) その他個人情報の保護及び管理のため必要と認められるもの
- 5 管理責任者は、前項に定めるもののほか、福祉保健局保有個人情報安全管理基準（平成18年3月31日付17福保総総第1357号。以下「局安全管理基準」という。）及び福祉保健局における情報資産の取扱いに関する安全管理措置（平成20年3月31日付19福保総総第842号。以下「局安全管理措置」という。）その他関係規程の定めるところにより所要の措置を講じる。

### (がん登録従事者の義務)

- 第4条 がん登録従事者及びがん登録従事者であった者は、東京都地域がん登録事業実施要綱（平成23年3月8日付22福保保健第584号。以下「実施要綱」という。）第10条の規定のほか、本要領を遵守する義務を負う。
- 2 がん登録従事者で、地方公務員法第34条の対象とならない者は、秘密遵守に係る誓約書（様式4）を、管理責任者に提出するものとする。
  - 3 がん登録従事者は、管理責任者の指導監督に基づき、個人情報の保護及び管理対策の維持向上に努めるとともに、業務実施に当たっては、登録資料の取り扱いについて、がん登録従事者以外の者の目

に触れたり、紛失、破損することがないように、細心の注意を払わなければならない。

(患者等への接触禁止)

第5条 がん登録従事者は、登録情報の収集や登録情報の確認のために、患者本人及びその家族に直接接触してはならない。

(情報の移送)

第6条 届出票等、届出医療機関及び関係機関等並びに登録室及び健康推進課との間の個人情報を含む資料の移送については、局安全管理基準及び局安全管理措置その他関係規程に定めるところのほか、管理責任者が別に定めるところによる。

(登録資料等の管理)

第7条 がん登録に係る資料（以下「登録資料」という。）は施錠可能なキャビネット等に保管し、作業時以外は原則として施錠する。この場合において、がん登録作業上の必要により一時的に登録資料の内容を保存した電子媒体についても、同様の取り扱いとし、当該業務が終了した時点で直ちに消去する。

- 2 がん登録従事者は、保有個人情報を記録した公文書を机上等に放置してはならない。また、関係職員以外の者が保有個人情報を知ることができないよう、常に留意しなければならない。
- 3 がん登録従事者は、保有個人情報を含む文書を登録室外に持ち出し又は送付（通信回線を利用した送信を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務上やむを得ず登録室外に持ち出し又は送付するときは、管理責任者の許可を得るものとする。
- 4 前項ただし書の規定により、文書を持ち出した場合には、持ち出した職員以外の者が返還を確認する。
- 5 第3項ただし書の規定により送付を行ったときは、原則として、郵便局等が発行する帳票、送付先からの回答文書等により、送付先に届いたことを確認する。
- 6 第3項に基づき許可を得る事務は、原則として、局安全管理基準第5（1）により作成した保有個人情報を取り扱う事務の名称単位とする。ただし必要に応じ、細分化し又は複数の単位を一括して許可することができる。
- 7 がん登録従事者は、保有個人情報等を登録室外に持ち出す場合には、保有個人情報に係る事故を防止するため、保有個人情報等の運搬に当たり、次の各号の規定を遵守しなければならない。
  - (1) 原則として、盗難又は紛失等を防止することができる形状、機能を持つ鞆などに収納すること。
  - (2) 保有個人情報を記録した公文書を常に肌身離さず携帯し、移動経路は必要かつ最小限のものとする。
  - (3) その他管理責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 がん登録従事者は、保有個人情報等を送付する場合には、保有個人情報に係る事故を防止するため、次の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
  - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
  - (3) その他管理責任者が指示した安全対策を講じること。
- 9 登録資料の転記及び複写は、登録作業上必要最低限の範囲に留め、転記・複写作業における作業過誤等の用紙類は、裁断又は溶解により廃棄する。この場合において、複写する場合は、原則として登録室の複写機を使用し、その他の場所での複写は行わない。
- 10 登録資料は、がん登録従事者が、登録室の定められた地域がん登録システムに、定められた項目を入力し、整理する。
- 11 登録資料は、その種類ごとに保管場所、保管期間を定め、保管期間が満了した場合又は保管期間内であっても不要となった場合は、速やかに裁断又は溶解により廃棄する。この場合において、廃棄に使用する裁断機は、委託により裁断する場合を除き、登録室に設置したものを使用しなければならない。
- 12 登録資料を転記又は複写した帳票等、地域がん登録システムから出力した帳票等及び集計・解析作業において作成した帳票であって特定の個人が識別され又は識別され得る内容を含む帳票等は、登録資料と同様に取り扱う。

(届出内容に関する医療機関への照会)

- 第8条 登録作業に当たり、届出を行った医療機関の医師（以下「届出医」という。）又はがん登録担当者に対し、届出票の内容等についての問い合わせを行う場合は、原則として、文書照会により行うものとする。
- 2 問い合わせのため届出票又は登録資料の写しを送付する必要がある場合は、原則として郵便による。この場合における情報の移送については、第7条の規定を準用する。
- 3 電話による問い合わせは、届出票に届出医の所属及び姓名が明記されている場合又はがん登録担当者が明らかな場合であって次の各号の全てに該当するときに限るものとする。この場合において問い合わせは、担当職員名を明確に伝え通話相手が届出医又はがん登録担当者であることを確認した後に行わなければならない。
- (1) 真に至急性を有する問い合わせである場合又は書面による照会より口頭による照会の方がより正確な照会及び確認が期待できる場合
  - (2) 確認件数が概ね5件以下である場合
  - (3) 電話の相手が届出医又はがん登録担当者であることを間違いなく特定できる場合
- 4 ファクシミリによる登録資料に関する照会等は、原則として禁止する。

(問い合わせへの対応)

- 第9条 がん登録従事者は、医療機関等から届出票の個人情報を含む内容について電話で問い合わせを受けたときは、当該届出票の届出医師本人又はがん登録担当者からである場合を除いて、対応しない。
- 2 がん登録従事者が、当該届出票の届出医師本人又はがん登録担当者からの問い合わせに回答する場合は、次の手順による。

- (1) 問い合わせ者の所属及び身分を聞き取りの上、当該通話を終了する。
  - (2) 当該問い合わせの対象の届出票と問い合わせ者の所属と身分を照合し、問い合わせ者が当該届出票の届出医師本人又はがん登録担当者であることを確認する。
  - (3) 当該問い合わせへの回答について個人情報保護の趣旨に照らし検討し、回答することが適当と認められる場合は、がん登録従事者から当該問い合わせ者に連絡し、回答する。
- 3 がん登録従事者は、前項の規定により回答した場合は、その内容を記録し保存する。
  - 4 がん登録従事者が、第1項の医療機関等以外の者から問い合わせを受けた場合の対応は、管理責任者が別に定めるところによる。

(サーバ等の管理)

第10条 管理責任者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響に対し適切な対策を施した場所に設置し容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、次に掲げる安全管理対策を講じなければならない。
  - (1) 登録システムは、地域がん登録室業務専用のサーバ、クライアント、プリンタ等により、独立した有線のネットワークで構築すること。
  - (2) 登録システムは、がん登録従事者の識別と認証を行う機能を有するものとする。
  - (3) サーバ等について、がん登録従事者毎に定められた作業分担及び処理可能な情報の範囲に対応したアクセス可能範囲を定めること。
  - (4) サーバ等へのログインに使用するログインパスワードについて、これが満たすべき条件及び有効期間をマニュアルの中で規定すること。
  - (5) 前号のログインパスワードの入力が失敗した場合で、失敗の回数が一定数を超えた場合は、再入力を一定期間受け付けない仕様とすること。
  - (6) サーバ等の管理者用パスワードは、不測の場合にも対応できるよう管理すること。
  - (7) サーバ等のうち、コンピュータ又は登録用アプリケーション等についてアクセスログが記録できる機能を有し、かつ、任意のときにこれを確認できる機構とすること。
  - (8) 外部から個人データを電子記録媒体で受け取る場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないかについて、最新のウイルス定義ファイルを適用したアンチウイルスソフトウェアにより検査の上、使用すること。
  - (9) 外部記録媒体が接続できる端末を限定し、前号に規定する検査はこの端末で行うこと。
- 3 管理責任者は、次の対策をとらなければならない。
  - (1) 情報を格納しているサーバを二重化し、ミラーリング等により同一データを保持する。
  - (2) メインサーバに障害が発生した場合に、速やかにセカンダリサーバを起動し、情報システム等の運用停止時間を最小限にする。
  - (3) 機器の電源については、次に掲げる措置を講じる。
    - ア サーバ等の機器の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が保持するデータ等を毀損しないよう、適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を確

保し又は備え付ける。

イ 落雷等による過電流に対して、サーバ等の機器を保護するための措置を講じる。

#### (情報資産の保管)

- 第11条 管理責任者及びがん登録従事者は、電磁的な情報を保管する場合、原則として、情報セキュリティを確保したファイルサーバ又は情報処理システムのサーバに保管しなければならない。
- 2 管理責任者は、登録情報を記録した外部記録媒体は、盗難や情報漏えいの防止のため適切な物理的構造等となっている施錠できる保管庫等に保管しなければならない。なお、携帯可能な外部記録媒体の利用に当たっては、以下の点に注意すること。
- (1) その用途を情報の運搬用その他業務上やむを得ない場合に限定すること。
  - (2) 情報を書き出す場合には、データの暗号化又は記録媒体のパスワード設定を行うこと。
  - (3) 用務終了後は不要な情報は速やかに消去した上で返却すること。
  - (4) 私物の外部記録媒体は使用してはならない。
  - (5) 認証機能付の外部記録媒体は、当該機能を有効にすること。
- 3 管理責任者は、登録情報を保管している保管庫等については、鍵の管理について万全を期するとともに、保管状況等を定期的に点検しなければならない。
- 4 管理責任者は、外部記録媒体を長期保管する場合は、書込禁止の措置を講じるとともに、定期的な確認及び点検を行わなければならない。
- 5 管理責任者は、利用頻度が低い外部記録媒体や情報システム等のバックアップで取得したデータを記録する外部記録媒体を長期保管する場合で必要と認めるときは、可能な限り自然災害を被る可能性が低い遠隔地域などに保管しなければならない。
- 6 管理責任者は、外部記録媒体を保管する場合、極力、耐火、耐熱、耐水及び耐湿を講じた施錠可能な安全な場所に保管しなければならない。

#### (登録室の管理)

- 第12条 がん登録に係る機器及び外部記録媒体等は、原則として登録室内に設置又は保管する。
- 2 管理責任者は、登録室に以下の措置を講じる。
- (1) 登録室から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能又は警報装置等によって入退室の管理を行い、許可されていない立ち入りを防止すること。
  - (2) 登録室内の機器等に、転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置、防水措置等を講じること。
  - (3) 登録室に配置する消火薬剤や消防用設備等が、機器等及び記録媒体に影響を与えないよう措置を講じること。
- 3 登録室の入退室管理等
- (1) 管理責任者は、原則として登録室への入退室を許可された者のみに制限し、入退室管理簿(様式5)の記載などによる入退室管理を行う。
  - (2) 管理責任者は、特に必要があると認めるときは、外部からの訪問者が登録室に入室することについて承認することができる。この場合において、管理者は、登録室職員等を立ち合わせることであり、

当該訪問者について外見上登録室職員と区別できるよう措置を講じた上で、必要に応じて立ち入り区域を制限することができる。

- (3) 管理責任者は、登録室について、許可なく当該情報処理システムに関連しないコンピュータ、通信回線装置、外部記録媒体等を持ち込むことを禁止する。
- (4) がん登録従事者等及び外部委託事業者は、登録室に入室する場合は身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。
- (5) 管理責任者は、業務時間内に清掃等その他がん登録従事者以外の者を登録室に入室させる場合は、適切な安全管理対策を行った上で、登録室職員を立ち合わせる。
- (6) 管理責任者は、がん登録従事者又は保守委託業者に、地域がん登録データベースサーバを直接操作する作業をさせるときは、当該作業者、作業内容、作業結果等を確認しこれを記録する。
- (7) がん登録従事者は、サーバ室等の管理上重要な場所で作業する場合は、複数の職員で行わなければならない。
- (8) 機器等の搬入出
  - ア 管理責任者は、搬入する機器等が、既存の情報システム等に与える影響について、あらかじめ職員又は委託した業者に確認を行わせなければならない。
  - イ 管理責任者は、登録室の機器等の搬入出について、職員を立ち合わせなければならない。

(登録情報の利用制限及び提供)

第13条 登録情報は、がん登録事業の目的以外のために利用してはならない。

## 2 届出医療機関等への情報提供

- (1) 登録室は、届出医療機関等に対し、当該医療機関等に係る届出患者に関する予後に関する情報（生死の別、死亡年月日及び死因をいう。以下「予後情報」という。）を提供することができる。
- (2) 予後情報の利用は、過去に届出をした主治医またはその医療機関が、その後の患者について登録された情報を適正な診療又は研究の目的で利用する場合とする。
- (3) 届出医療機関が届出患者に関する予後情報の提供を受けようとする場合には、書面により当該医療機関の施設長名で予後情報利用申請書（様式6）を登録室に提出する。
- (4) 登録室は、前号の規定に基づく申請があった場合は、直接交付又は簡易書留により情報を提供する。
- (5) 届出医療機関が、情報を受領した場合は、速やかに受領書（様式7）を提出するとともに、当該情報の受領後の取扱いについて、十分配慮しなければならない。

## 3 公表されている資料以外の資料の提供

- (1) 登録情報のうち年報等により公表されている資料以外の資料（以下「登録資料」という。）を利用しようとする者は、目的、方法、対象を記載した登録資料利用承認申請書（様式8）を、登録室長を経由して東京都福祉保健局保健政策部長（以下「保健政策部長」という。）に提出する。申請した内容を変更しようとする場合も、同様とする。
- (2) 保健政策部長は、前号の申請があった場合において、この申請に係る登録資料の利用が、次に掲げる基準の全てに適合していると認めるときは、利用の承認をすることができる。

- ア 登録資料の利用が保健医療の向上又は研究のためのものであること。
  - イ 登録資料の利用ががん対策の推進に寄与するものであること。
  - ウ 利用する登録資料が、利用目的を達成する上で必要な最小限の範囲内のものであること。
  - エ 申請者において、登録資料から知り得た情報の管理が適切に行われること。
- (3) 前号の規定による承認には、利用方法、利用する登録資料の範囲等について条件を付することができる。
- (4) 保健政策部長は、第2号の規定による承認又は不承認を決定したときは、様式9又は様式10により登録室長を経由して申請者に滞りなく通知する。
- (5) 申請者は、登録室から登録資料の提供を受けるに当たり、誓約書(様式11)を登録室長を経由して保健政策部長に提出しなければならない。
- (6) 登録室は、登録資料を提供したときは、登録資料提供記録簿(様式12)に必要事項を記入する。
- (7) 申請者は、登録資料を利用して行った研究の成果の公表に当たっては、その内容について事前に登録室長と協議するとともに、公表する全文(図表を含む。)の写しを登録室長を経由して保健政策部長に提示しなければならない。

(自己情報の非開示)

第14条 登録患者本人に対する自己に関する情報の開示は行わない。

(地域がん登録事業を実施している地方公共団体との情報交換)

- 第15条 地域がん登録事業を実施している地方公共団体(以下「当該地方公共団体」という。)から、本事業により届出が行われた当該地方公共団体に住所があるがん患者の情報の提供について依頼があった場合は、原票の複写を送付する。この場合においては、当該地方公共団体に対し、受領後の情報の取扱いに関する責任の所在を明らかにした受領書の提出を依頼する。
- 2 登録室は、当該地方公共団体に対し、当該地方公共団体が持っている都内に住所のあるがん患者に関する情報の提供を依頼する。この場合において、情報の提供を受けたときは、届出票に転記後、直ちに原票を返却又は廃棄する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項等については、保健政策部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

本報告書では、この要領の様式類の掲載を省略している。必要に応じて『東京都のがん登録(2013年症例報告書)』を参照されたい。

## 東京都地域がん登録事業運営委員会設置要綱

### (設置)

第1 東京都地域がん登録事業の円滑かつ効果的な運営及び登録の精度向上を図るため、東京都地域がん登録事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2 委員会では、次の事項について検討する。

- (1) 地域がん登録事業の運営について
- (2) 地域がん登録事業の評価等について
- (3) その他必要な事項について

### (構成)

第3 委員会は、次にあげる者のうちから、福祉保健局長（以下、「局長」という。）が委嘱又は任命する委員をもって構成する。ただし局長が検討事項上必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係医療機関
- (3) 関係団体
- (4) 関係行政機関
- (5) 東京都職員

### (任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠席の時は代理の出席を認める。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

### (委員長)

第5 委員会に委員長1名及び副委員長1名をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を招集し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第6 会議は公開する。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (部会)

第7 委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は委員長が指名する委員又は委員長が指名する者のうちから保健政策部長が別に依頼又は任命する委員をもって構成する。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第8 委員会の事務局は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課が担当する。

### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年6月28日から施行する。

27 福保保健第324号  
平成27年7月23日

医療機関施設管理者様

東京都福祉保健局保健政策部長

上 田 隆

( 公 印 省 略 )

地域がん登録における遡り調査について (依頼)

日頃より、東京都の地域がん登録事業に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、東京都地域がん登録事業は、平成24年7月から開始され、事業開始当初から想定以上の症例を届出いただいております。平成24年度の診断症例は、平成28年度末には基礎的な集計ができる見込みです。

集計作業に当たりましては、遡り調査（死亡票の死因欄から判明したがん症例の医療機関に対する照会調査）が不可欠となります。平成28年1月1日から施行されます全国がん登録事業におきましても、遡り調査に相当する調査が法的に担保されております。

つきましては、事業の継続性を考慮した運用を行う上で、下記の症例についての届出方、ご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 院内がん登録症例区分の「1 自施設診断のみ」と「4 他施設診断、初回治療開始後の自施設初回治療の継続、経過観察、再発」に相当する症例

当初は、症例区分1、4は当面提出を不要といたしましたが、全国がん登録事業との整合性や他県での地域がん登録事業の実情を考慮し、改めて届出をお願いします。一部の医療機関様におかれましては、既に届出いただいておりますので、その場合には、改めて提出いただく必要はございません。

- 2 平成24(2012)年より前の診断症例で、これまでに院内がん登録などのシステムに保存しておられる症例

院内がん登録等で以前から症例登録を行っておられる場合に、お願いします。

- 3 提出期限

平成27年9月30日まで

- 4 その他

- (1) 届出いただきました症例につきましては、平成28年度末以降、予後突合情報の提供に対応いたします。
- (2) DPCへの反映につきましては、適切に対応させていただきます。
- (3) 医療機関における実務担当者へは別途ご説明の機会を設定いたします。
- (4) 本件に関しましてのお問い合わせは、下記担当までお願いいたします。

【問合せ先】

東京都地域がん登録室 室長 田 渕 健

〒113-8677 文京区本駒込3-18-22 都立駒込病院3号館7階

電話 03-5809-0247、0248